

日時：令和6年1月24日（水） 午後3時00分から

場所：御嵩町役場 本庁舎2階 第2委員会室

出席者：佐久間良直委員、松本千春委員、能島暢呂委員、臼井俊治補助員

佐久間委員長

時間になりましたので、これより第三者検証委員会第2回全体会議を始めさせていただきます。今回、UI 総合法律事務所の臼井俊治弁護士にも同席いただき、この第三者委員会の補助員としてご参加いただきます。私のほうから臼井先生のご紹介をさせていただきます。臼井先生が経験されている案件としましては、令和3年の笠松競馬不適切事案検討委員会、同じく令和3年岐阜協立大学の野球部員死亡事案の第三者委員会、そして現在継続中であります令和5年岐南町長セクハラ疑惑調査の三者委員会の委員、こういった第三者委員会に関しても造詣が深いということでご協力いただくことになりました。

それでは議事に移りたいと思います。まずは意見交換ということですが、前回以降各委員の皆様には、それぞれの専門分野において調査を進めていただいているかと思えます。現状の調査報告、進捗等についてご報告をお願いいたします。初めに能島先生よろしく願います。

能島委員

はい。私の方では主に自然災害のハザードに関する部分の調査として、土砂災害、水害洪水、ため池、そして地震災害に関する現在の状況とハザードマップとの精査を行い、それに基づいて様々な判断をするといった準備を進めております。

まず土砂災害につきましては、候補地であるバイパス予定地と現庁舎位置の比較を行い、最終的にはバイパス予定地については土砂災害の危険性が低いという結論に至りました。一方、現庁舎位置につきましては、敷地の一部が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に含まれており、危険性が比較的高いという点から、こうした場所に位置するのは望ましくない、決して安全ではない、という結論を得ようとしております。

続いて水害については、近年の水害実績に関する情報を提供いただき、氾濫が生じた場所等について調べているところであります。バイパス予定地については、2011年9月にバイパス南側で浸水が発生しているが、結果的にはバイパスが堤防機能となり、北側への流出が阻止され大きな被害は発生しないとの感触を得ております。

それからの浸水想定については、70年から100年に1回の浸水規模と1000年に1回の想定最大規模に関する町ハザードマップのほか、岐阜県県土整備部河川課よりデジタルデータを提供いただき、細かい浸水深に関するデータをマップ化し候補地等に関する状況を見ております。結論としましては、バイパス予定地については70年から100年に1回の浸水では数字センチ程度の浸水、1000年に1回の想定最大規模で見ても多くの地点で1.3m以下であり、現在計画されている盛土高、すなわち124.8mに合わせた盛土を確保することで、浸水は防ぐことができるということを確認しました。また、併せて可見市役所に関する状況を調べてみました。嵩上げ効果ということであるが、市役所周辺は浸

水想定がなされているが、盛土の嵩上げ効果により市役所自体は大きな浸水を免れることができる。こうした事例が隣接する可見市で確認できました。

一方、浸水深だけではなく、氾濫流や河岸浸食による家屋倒壊等の判断というのもハザードに掲載されておりますが、一部が河岸浸食の危険性があるという点が若干の懸念材料ではあるのかなと思います。ということで、盛土の効果により大きな浸水が回避できるということを確認しました。そして、これまでの浸水被害でも見られるようにバイパスの堤防機能により、バイパス北側の敷地には浸水が流れ込んでくることは避けられそうであるという感触を得ました。

続いてため池ハザードについて、予定地については南山ため池と秋葉ため池のハザードがマップとして公開されているが、予定地に大きく入り込んでくることはないという想定になっている。この想定評価は21号バイパスが整備される前の状況で評価されているが、現在はバイパス整備による盛土で地盤が高くなっているため、それを超えてくる恐れはないと予想されます。一方、現庁舎敷地については、谷山ため池が決壊した場合、2分から3分程度で浸水が発生する。その浸水深が約1mと想定されており、これは決して安全ではないと考えております。

地震ハザードにつきましては、まず揺れがどうなるかという状況を把握するために、地盤の増幅率を調査しました。現庁舎敷地では0.83という数値に対して、バイパス予定地については1.05～1.06程度であり、若干寄れやすい数値となっている。盛土を考慮すると若干増幅する効果があるが、それでも計測震度差で言うと0.2程度であり、大きな違いはないと考えている。それから南海トラフ地震や主要な活断層の地震動についても調査した結果、同規模程度の震度階もしくはバイパス予定地がワンランク上がるというもので大きな違いはないと考えます。いずれにせよ、しっかりと耐震対策あるいは免震構造を採用することで大きな被害を避けられるというふうに感じています。

能登半島地震の現地調査においても、耐震補強がされた複数の建物も被害が生じている。これは能登半島地震に始まったことではなく、熊本地震でも同様の状況であった。このため、しっかりと耐震設計をもって対策していくことが重要であると感じます。

それからもう一点。盛土によって敷地が高くなり、西側の取付け道路との高さが2.5mほどになる。強い揺れにより擁壁そのものが崩落した場合、道路を欠損することや敷地内にも被害が及ぶことが想定される。そのあたりの対策もしっかりと検討する必要があるのではと思います。私からは以上です。

佐久間委員長

ありがとうございました。それでは引き続き、意見書作成に向けてご準備いただきますようお願いいたします。では続いて、松本先生お願いします。

松本委員

はい。私の方は金額面や財政の観点から調査をいたしました。まず個人的にですが、令和3年度に新庁舎を建てられた羽島市役所、令和5年度に新庁舎作建てられた各務原市役所に実際お伺いし、事業費等について聞き取りを実施したほか、その他の市町村における建築費なども調査いたしました。今回、御嵩町における新庁舎建設費は23.6億円

と見積もられているが、この点について人口比や金額の面で他の市町村と比較したところ、それほど華美でもなく、金額的にも平均的なものであると考えております。ただし御嵩町の場合、新しい土地に整備するための土木造成工事を行う必要があり、その支出が他の市町村と異なるといったところであります。こうした中、現在建築中の本巢市も用地移転を伴う新庁舎整備を進めており、本巢市の事例は参考にしていきたいと考えているところであります。

続いて財政面について、今回、御嵩町では78億円という予算規模であります。財源に関しては交付税措置があり、令和7年までの期限である緊急防災減災事業債、令和8年までの期限である市町村役場機能緊急保全事業債という時限措置として存在する交付税を利用する計画としています。他の自治体においても当該交付税を利用して、新庁舎を建築している事例がかなり多く見られました。この交付税の内容については、役場債が当該事業費の90%を限度として充当でき、その約22%が町に交付される制度、緊急防災減災事業債は100%充当できて、交付税が70%であるというところで、かなり有利な交付税であり、町にとってはかなり大きいものではないかと考えております。この交付税を適用できるという前提で検討した結果、町では庁舎整備基金の投入を20.7億円と試算している。この当該基金についても、他の市町村よりも額としては大きく、それなりに積み立てられていると感じている。ただし、このあたりについてはもう少しデータを整理しながら、検討していきたいと考えております。

また、事業費78億円という金額について、町の財政を凶る指標としまして実質公債費比率というものがあり、先ほどの交付税措置前提で実質公債費比率を算定した場合は6.3%という数値である。これは総務大臣の許可が必要となる18%越えとなる数値、総務省が発行している他の市町村や都道府県の平均値というものがあり、それと比較しても全く遜色ないところであり、財政としてはそれほど問題ないと考えております。また、将来負担比率、いわゆる借金の割合というところではありますが、その点についても特に問題はないと考えております。ただし、こちらについても一旦、詳細にデータを整理していこうかと考えております。

続いて、今回の新庁舎建設の見積方法についてですが、町では令和3年10月に東畑建築事務所に概算工事費算出の依頼をし、見積額を算定しています。成果物を確認したところ、東畑建築事務所は一般的な見積方法である三社見積もりにより算定しており、当該資料も閲覧させていただいたところ異常な点はなく、問題はないと心証を得ております。

なお今後に関して少し話が変わりますが、2021年あたりからウッドショックを契機に建築資材の高騰が見受けられます。こちらについては、国土交通省や物価調査会などの数値データを拝見したところ、やはり現在の金額と比べると1.3倍から1.4倍になるのではないかと推察しております。こうした金額的な負担増という点で、事業費が78億円で収まるのかどうかというと、非常に難しいのではないかと考えます。このため現在の健全な財政運営のまま、保守的にいくというところであれば、建設計画を前提としたまま、例えばダウンサイズができるかどうか、そういった検討の余地もあるのではないかと感じています。やはり建築設計を一から全て見直しとなると、やはり相当の費用がかかると思われる。見積りの徴収など、初めからやり直さなければいけない部分もある。まずは可能な範囲でダウンサイズする方法を検討されては如何かなと思っております。私からは以上です。

佐久間委員長

はい。ありがとうございます。両先生には引き続き資料の精査をいただき、最終的には意見書作成のご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは私の方から。私は弁護士委員として、今回の新庁舎建設にあたっての公的なプロセス、意思決定の方法等の検証という部分を主に、御嵩町からの提供資料に基づき、その内容を精査しているところであります。とはいえ頂いた資料では十分に意思決定が確認できるというわけではなく、もう少し資料の開示、あるいは関係者等への当時の事情の聞き取りなど、そういった調査の必要性があると感じているところであります。その辺りについては、また後ほど町に確認させていただき、必要な書類あるいは面談の調整ということをさせていただきたいと考えている次第です。まずは両先生の意見書に関し、ある程度方向性を確認することができましたので、それを踏まえた形で最終的な第三者委員会の報告書作成になろうかと思います。引き続き、両先生方のご協力をお願いいたします。

それでは議事3に移ります。事務連絡ということですが、町の方から何かありますか。

板屋庁舎整備係長

はい。それでは町のほうから2点お話しをさせていただきます。まず一点目ですが、調査報告書の公表に関して、町としましては公平・中立確保の観点から、第三者委員会による記者発表形式での公表とさせていただきたいと考えております。委員皆様方のご意見をお伺いできればと思います。

佐久間委員長

はい。只今、第三者委員会による記者発表対応ということでご提案がありました。これに関しまして、能島先生はいかがですか。

能島委員

はい。特に異存はございません。

佐久間委員長

松本先生はいかがですか。

松本委員

異存はありません。

佐久間委員長

はい。ありがとうございます。

それでは、記者発表形式による公表という方向で進めてまいりたいと思います。会見の形式については、委員長である私に対応するのか、両先生にも同席いただくのか、またご相談をさせていただきます。

板屋庁舎整備係長

続いて2点目、次回会議の日程についてご協議をお願いいたします。当初の予定では第3回目の会議を3月開催としておりますが皆様のご都合はいかがでしょうか。

……………3委員にて協議の上、令和6年3月6日の午後3時で決定……………

佐久間委員長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして第2回御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会全体会議を閉会いたします。

午後3時30分 散会